

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」のフォローアップ(令和4年度)

参考資料3

通し番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和4年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和4年12月末時点)
1	刑事法に関する検討とその結果を踏まえた適切な対処		(法務省) ＜刑事法の在り方の検討＞	(法務省) ・令和3年10月以降、法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会において、性犯罪に対処するための刑事法の整備について調査審議が進められている(令和4年12月末までの間に、12回の会議を開催)。
2			(法務省) ＜刑事法の運用の在り方＞ ・令和3～4年度 引き続き参考となる事例の把握・情報提供などを続けるとともに、検討結果を踏まえ、適切に対処	(法務省) ・被害者の事情聴取の在り方等について、参考となる事例や専門的知見等を踏まえ、より一層適切なものとなるような取組の検討を行っており、その一環として、参考となる事例の把握のため、検察庁においては、警察と連携し、令和3年4月1日から全国13の部制庁を対象に開始した、精神に障害のある性犯罪被害者に対する代表者聴取の取組の試行について、令和4年7月1日から、全国全ての地方検察庁に対象を拡大し、前記取組の試行を行っている。
3			(法務省) ＜検察官に対する研修の実施＞ ・令和2年以降 経験年数に応じた研修において、検察官に対し、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を継続して実施	(法務省) ・毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、検察官に対し、大学教授(精神科医師)等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を実施した。
4	性犯罪者に対する再犯防止施策の更なる充実	<ul style="list-style-type: none"> ・性犯罪者に実施しているプログラムの拡充 ・出所者情報の把握等による新たな再犯防止対策の検討 	(法務省) ＜性犯罪者に実施しているプログラムの拡充＞ ・令和2年秋以降 検討会における議論の内容も踏まえつつ、より効果的なプログラムの実施に向けた内容・実施体制の具体的検討	(法務省) ・令和2年10月に公表された性犯罪者処遇プログラム検討会の報告書の内容等を踏まえ、プログラムを改訂し、令和4年度から新たなプログラムを実施している。 ・令和4年10月にプログラムの実施担当者を対象とした研修を実施。
5			(法務省) ＜新たな再犯防止対策の検討＞ ・令和3年度末まで GPS機器の装着を義務付けること等について、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を調査・把握 ・令和4年度 上記調査結果等を踏まえ、GPS機器の活用を含めた性犯罪者に対する新たな再犯防止対策について、所要の検討を実施	(法務省) ・GPS機器の装着を義務付けること等について、諸外国の法制度・運用や技術的な知見等を調査中であるが、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大を受け、令和4年度中の調査結果の取りまとめを見込んでいる。 ・令和4年度に、地方公共団体等において活用可能な性犯罪者を対象としたプログラム(ガイドライン)の開発に係る調査研究を実施しており、令和4年度中に試行等を経て策定し、地方公共団体に配布することを見込んでいる。
6	被害申告・相談をしやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・被害届の即時受理の徹底 ・捜査段階における二次的被害の防止 ・警察における相談窓口の周知や支援の充実 	(警察庁) ・令和2年秋以降 各種会議において、被害届の即時受理の徹底を指示、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者に対する研修において教養を実施 ・令和3年度以降 警察庁における各種研修等の実施、各種会議等における指示、各都道府県警察における研修の実施、各都道府県のワンストップ支援センターとの継続的な意見交換及び各都道府県警察に対する指導等	(警察庁) ・令和4年度中、各都道府県警察に対して、性犯罪捜査に従事する警察官に対する研修において、被害届の即時受理の徹底について教養を行うよう指示した。 ・令和4年度中、各都道府県警察の性犯罪捜査指導官等を集めた会議において、被害届の即時受理を徹底するよう指示した。 ・令和4年度中、警察庁において、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者に対する研修を実施した。 ・令和4年度中、都道府県のワンストップ支援センターを訪問し、警察の対応等に関する意見交換等を行う。(予定) ・令和5年度予算案に、性犯罪捜査に従事する警察官等に対する研修の実施に要する経費約5百万円を計上。
7			(警察庁) ＜女性警察官の配置・性犯罪指定捜査員の指定＞ ・令和2年秋以降 各種会議において、性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置促進・性犯罪指定捜査員への女性警察官の指定等を指示 ・令和3年度以降 各都道府県警察に対する指導、各種会議等における指示、各都道府県警察における推進状況の調査(毎年度)	(警察庁) ・令和4年度中、各都道府県警察の性犯罪捜査指導官等を集めた会議において、性犯罪捜査担当係への女性警察官の配置促進、性犯罪指定捜査員への女性警察官の指定等を指示した。 ・令和4年4月現在、性犯罪指定捜査員として指定されている女性警察官等の人数は、全国で8,094人である。
8			(警察庁) ＜研修の充実＞ ・令和3年度以降 警察庁における各種研修の実施、各都道府県警察における研修の実施	(警察庁) ・令和4年度中、警察庁において、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者に対する研修を実施した。 ・令和4年度中、各都道府県警察において、警察官等を対象とした研修等を実施した。 ・令和5年度予算案に、性犯罪捜査に従事する警察官等に対する研修の実施に要する経費約5百万円を計上。【再掲】
9			(警察庁) ＜#8103(ハートさん)の更なる周知＞ ・令和2年度以降「女性に対する暴力をなくす運動」とも連動させ、ポスター、インターネット広告等を活用し、更なる周知を実施	(警察庁) ・都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通番号「#8103」について、「女性に対する暴力をなくす運動」とも連動させ、ポスター、インターネット広告等を活用し、国民への更なる周知を図っている。 ・令和5年度予算案に、同番号の周知の実施等に要する経費約1千2百万円を計上。

通し番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和4年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和4年12月末時点)
10		(警察庁) <緊急避妊等に要する経費に関する指導> ・令和2年度以降 各種会議等を通じて、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対し、必要な指導を行う。	(警察庁) ・緊急避妊等に要する経費について、各種会議等を通じて、できる限り全国的に同水準の公費負担の支援がなされるよう、都道府県警察に対して指導を行っている。 ・令和5年度予算案に、緊急避妊等に要する経費約6千1百万円を計上。	
11		(警察庁) <診療料又はカウンセリング料の公費負担制度の適切な運用> ・令和2年度以降 各種会議等を通じて、公費負担制度の適切な運用がなされるよう、都道府県警察に対し、必要な指導を行う。	(警察庁) ・診療料又はカウンセリング料の公費負担制度について、各種会議等を通じて、適切な運用がなされるよう、都道府県警察に対して指導を行っている。 ・令和5年度予算案に、同制度に要する経費約7千3百万円を計上。	
12	・被害者がワンストップ支援センターにつながるための体制の強化	(1)ワンストップ支援センターの周知の徹底 (内閣府) <通話料無料化> ・令和2年度以降 令和4年度における通話料無料化を検討	(内閣府) ・最寄りのワンストップ支援センターにつながる全国共通番号(#8891)を引き続き運用するとともに、令和4年11月から、同ダイヤルの通話料を無料化した。	
13		(2)多様な相談方法の提供 (内閣府) <SNS相談>	(内閣府) ・若年層等の性犯罪・性暴力被害者支援の充実に向けて、SNSを活用した「性暴力に関するSNS相談Cure time(キュアタイム)」について、令和4年度は相談日を令和3年度の週3日から365日に拡充して実施している。また、メール相談を新たに実施し、相談者の利便性向上を図った。 ・ワンストップ支援センターにおける多様な相談者への対応に係る取組(メール・SNS相談・オンライン面談等)を性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により推進した。 (令和5年度予算案: 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金 4.8億円)	
14		(内閣府) <多様な相談者への対応>	(内閣府) ・障害者や外国人など多様な相談者への対応ができるよう、外国語での対応(10か国語)も含め、SNSを活用した「性暴力に関するSNS相談Cure time(キュアタイム)」について、令和4年度は相談日を令和3年度の週3日から365日化に拡充して実施している。また、メール相談を新たに実施し、相談者の利便性向上を図った。 ・ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、都道府県主管課の行政職員等に対し、多様な相談者への配慮に関する内容も含めたオンライン研修を令和5年2月及び3月に実施予定である。 (令和5年度予算案: 調査研究等に必要な経費 0.5億円の内数) ・ワンストップ支援センターにおける多様な相談者への対応に係る取組(メール・SNS相談・オンライン面談等)を性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により推進した。 (令和5年度予算案: 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金 4.8億円)[再掲]	
15		(3)24時間・365日対応の推進 (内閣府)	(内閣府) ・令和3年10月、性犯罪・性暴力の夜間の相談や救急対応のため、これまで夜間休日には対応していないワンストップ支援センターの運営時間外に、被害者からの相談を受け付け、ワンストップ支援センターと連携して支援する「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」を設置した。令和4年度においても、同センターを引き続き運用し、24時間365日対応の取組を進めている。 ・「性暴力被害者のための夜間休日コールセンター」とワンストップ支援センターの効率的な連携強化を図るために、情報共有システムを構築し、令和4年10月から運用を開始した。 ・夜間休日の緊急対応体制の構築を含むワンストップ支援センターの24時間365日化の取組を性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により推進した。 (令和5年度予算案: 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金 4.8億円)[再掲]	
16		(4)ワンストップ支援センターの増設の検討等 (内閣府)	(内閣府) ・令和4年度から、「性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金」について、都道府県に加え、政令指定都市、中核市についても交付対象とし、ワンストップ支援センターの増設に向けた環境整備を進めた。また、ワンストップ支援センターの「支援拠点」の増設に係る地方公共団体の取組についても、同交付金により推進した。 (令和5年度予算案: 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金 4.8億円)[再掲]	
17	切れ目のない手厚い被害者支援の確立	・ワンストップ支援センターにおける支援の充実	(1)病院など地域における関係機関との連携強化 (内閣府等)	(内閣府) ・地域における連携に係る好事例を横展開することにより、ワンストップ支援センターと関係機関との連携を図るため、ワンストップ支援センター全国ネットワーク会議を令和5年3月までに開催予定である。 (令和5年度予算案: 調査研究等に必要な経費 0.5億円の内数)[再掲] ・拠点となる病院の環境整備や体制強化等を性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により推進した。 (令和5年度予算案: 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金 4.8億円)[再掲]

通し番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和4年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和4年12月末時点)
18	<p>・中長期的な支援体制</p> <p>・被害者の医療費負担等の軽減</p> <p>・多様な被害者支援の充実</p>	<p>(2)職員の研修の充実 (内閣府) ・令和3年度以降 集合研修及びオンライン研修教材の製作を実施</p> <p>(厚生労働省) ・令和3年度以降 引き続き「PTSD対策専門研修」の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催</p>	(内閣府) ・性犯罪・性暴力被害者等が安心して必要な相談・支援を受けられる環境を整備するために、ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、都道府県主管課の行政職員、産婦人科医等医療関係者、弁護士等を対象としたオンライン研修教材を作成し、提供している。また、令和5年2月及び3月に、医療関係者、センター長及びコーディネーター、行政職員、相談員等に対するオンライン研修をそれぞれ実施予定である。 (令和5年度予算案: 調査研究等に必要な経費 0.5億円の内数)[再掲]	
19			(厚生労働省) ・性犯罪被害者が抱える心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対して、適切な治療やケア等を行うことのできる人材を養成するため、医師、保健師、精神保健福祉士等の精神保健医療福祉業務従事者等を対象に、「PTSD対策専門研修(犯罪・性犯罪被害者コース)」を実施する。令和4年度は2月16日、17日に開催予定。	
20		(内閣府)	(内閣府) ・公認心理師を含めた医療関係者向け研修を令和5年2月に実施予定である。 (令和5年度予算案: 調査研究等に必要な経費 0.5億円の内数)[再掲]	
21		(厚生労働省) ・令和3年度以降 引き続き「PTSD対策専門研修」の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催	(厚生労働省) ・性犯罪被害者が抱える心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対して、適切な治療やケア等を行うことのできる人材を養成するため、医師、保健師、精神保健福祉士等の精神保健医療福祉業務従事者等を対象に、「PTSD対策専門研修(犯罪・性犯罪被害者コース)」を実施する。令和4年度は2月16日、17日に開催予定。	
22		(内閣府) <所在する都道府県外での被害の取扱い>	(内閣府) ・令和2年12月に通知を発出し、急性期の医療的支援を必要とする被害者がワンストップ支援センターを通じて医療機関を受診した場合には、被害者の居住地及び被害の発生地に関わらず、そのワンストップ支援センターの医療費支援の対象とすることについて周知している。令和4年度においても、引き続き、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により都道府県等の取組を支援した。 (令和5年度予算案: 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金 4.8億円)[再掲]	
23		(内閣府) <監護者へのケアの医療費負担> <被害当事者負担の更なる軽減>	(内閣府) ・性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金により、子供が性被害等を受けた場合の監護者に対する精神的ケアをワンストップ支援センターにおいて提供することを支援している。 (令和5年度予算案: 性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金 4.8億円)[再掲]	
24		(内閣府) ・令和3年度 令和4年度にワンストップ支援センターにおける研修に障害者、男性等への配慮に関する内容を組み込むことを検討	(内閣府) ・令和3年度に実施したワンストップ支援センターにおける障害者、男性等を対象とした支援事例に関するヒアリング内容を支援事例集としてとりまとめ、令和4年6月にワンストップ支援センター及び関係省庁に共有した。 ・ワンストップ支援センターの相談員、センター長及びコーディネーター、都道府県主管課の行政職員等に対し、多様な相談者への配慮に関する内容も含めたオンライン研修を令和5年2月及び3月に実施予定である。 ・公認心理師を含めた医療関係者向け研修を令和5年2月に実施予定である。 (令和5年度予算案: 調査研究等に必要な経費を計上 0.5億円の内数)[再掲]	
25		(警察庁) ・令和2年度以降 障害者、男性等の性犯罪被害について適切な対応等を行えるよう、研修を実施	(警察庁) ・令和4年度中、警察庁において、各都道府県警察の性犯罪捜査担当者及び被害者支援担当職員に対し、障害者、男性等の性犯罪被害について適切な対応を行うための研修を実施した。	
26		(法務省) ・令和2年度以降 地方検察庁に配置している犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員等を対象とした研修を継続して実施。また、経験年数に応じた研修において、検察官に対し、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を継続して実施	(法務省) ・地方検察庁に配置している犯罪被害者等の支援に携わる被害者支援員等を対象とした研修を実施した。また、毎年実施の経験年数等に応じた各種研修において、検察官に対し、大学教授(精神科医師)等を講師として、性犯罪に直面した被害者の心理や障害のある性犯罪被害者の特性や対応についての講義を実施した。	
27		(厚生労働省) ・令和3年度以降 引き続き「PTSD対策専門研修」の「犯罪・性犯罪被害者コース」を開催	(厚生労働省) ・性犯罪被害者が抱える心的外傷後ストレス障害(PTSD)に対して、適切な治療やケア等を行うことのできる人材を養成するため、医師、保健師、精神保健福祉士等の精神保健医療福祉業務従事者等を対象に、「PTSD対策専門研修(犯罪・性犯罪被害者コース)」を実施する。令和4年度は2月16日、17日に開催予定。	
28		(厚生労働省) 令和3年度以降 引き続き「若年被害女性等支援事業」を実施	(厚生労働省) 若年被害女性等への支援を強化するため、令和4年度より新たに個別対応職員の配置等に取り組んでいる。	

通し番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和4年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和4年12月末時点)
29	教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防	<ul style="list-style-type: none"> ・子供を性暴力の当事者にしないための生命(いのち)の安全教育の推進 ・学校等における教育や啓発の内容の充実 	<p>(文部科学省) <幼児期・小学校低学年> <小学校・中学校> <小学校高学年・中学校> ・令和2年夏以降 指導者セミナー等を通じて情報モラルに関する啓発資料等の学校での活用を促進 <中学校・高校> <高校・大学> <障害のある児童生徒等> ・令和2年10月以降 学習指導要領の趣旨等について、全国の特別支援教育関係者を対象とした会議等を通じて周知 <教職員等への研修> ・令和2年夏以降 教育委員会担当者向けの各種会議において、「強化の方針」等を周知。学校安全、生徒指導、教育相談等の研修において、性被害防止の観点を追加することを検討 <性差別意識の解消> ・令和2年度以降 性差別意識の解消に向けた教員研修プログラムを作成 </p>	<p>(文部科学省) <幼児期・小学校低学年> 全国の幼児教育関係者を対象とした文部科学省の会議等を通じて「生命(いのち)の安全教育」の概要、幼児期の教材及び指導の手引きについて周知を行った。 <小学校・中学校> ・令和4年5月～令和5年2月にかけて、防犯教室等の講師となる教職員に対する指導法等の講習会を実施し、その講習を受けた教職員が児童生徒に対して安全教育を実施する(予定)。 <小学校高学年・中学校> ・令和4年10月～令和5年2月に教員等を対象とした指導者セミナーを実施し、情報モラル教育に関する実証事業等における取組を紹介するなど学校における情報モラル教育を推進した。 <中学校・高校> ・令和4年11月9日 「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、ワンストップ支援センター等の相談先を教育委員会・学校等に周知を行った。 <高校・大学> ・令和4年度中に、教育委員会、大学等に対し、「若年層の性暴力被害予防月間」における積極的な取組を依頼する(予定)。 ・令和4年11月に、大学等に対し、セクシュアルハラスメントを含む性暴力等の防止に向けた取り組みの推進について通知し、教職員や学生に対する性暴力等の防止に向けた周知・啓発、相談体制の整備、被害者救済のための適切な措置、行為者の厳正な処分及び再発防止の徹底等に取り組むよう周知。 <障害のある児童生徒等> ・令和4年度中に、全国の特別支援教育関係者を対象とした会議等を通じて「生命(いのち)の安全教育」の概要について周知を行う(予定)。 <教職員等への研修> ・令和4年1月及び令和4年6月に開催した生徒指導担当者向けの研修等において、「強化の方針」等を周知した。 また、令和4年8月に全国の指導主事(学校安全担当)や教職員(管理職)を対象に、「学校安全指導者養成研修」を実施した。研修内容に性犯罪も含む犯罪被害に遭わないための防犯指導を行う重要性や性犯罪に遭わないための防犯教室に関する注意点について説明を行い、周知を図った。 <性差別意識の解消> ・令和4年度に小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教材を文部科学省HPに公表した。 </p>
30				<p>(文部科学省) ・「生命(いのち)の安全教育」の教材等を活用した、指導モデルの開発及び指導事例を収集するため、「生命(いのち)の安全教育推進事業」を実施した。 ・令和4年11月11日「生命(いのち)の安全教育」に関する教員向け研修動画の公開及び児童生徒向け動画教材の活用等について、教育委員会・学校等に周知を行った。</p>
31				<p>(警察庁) ・令和5年1月、文部科学省と警察庁が共同で、具体的な犯罪被害事例や犯罪手口を盛り込んだリーフレット(「守りたい大切な自分大切な誰か～忘れないで！ネットには危険がいっぱい！～」)を作成し、両省庁のウェブサイトにおいて公開する(予定)。また、通知を発出して、各都道府県警察に対し、各種広報啓発活動における活用を依頼する(予定)。</p> <p>(文部科学省) ・令和5年2月、文部科学省と警察庁が共同で、具体的な犯罪被害事例や犯罪手口を盛り込んだリーフレットを作成し、両省庁のウェブサイトにおいて公開する(予定)。また、通知を発出して、各都道府県警察に対し、各種広報啓発活動における活用を依頼する(予定)。</p>
32	・学校等で相談を受ける体制の強化	<p>(文部科学省等) <相談体制の強化、研修> ・令和2年度以降 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置促進 ・令和2年夏以降 教職員を対象とした研修において、性被害相談対応の観点を追加することを検討 <大学等の相談窓口の整備、周知、研修の促進></p>	<p>(文部科学省) <相談体制の強化、研修> ・令和5年度概算要求において、教育相談体制の更なる充実に向け、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充を計上した。 ・令和4年9月に開催した各教育委員会の教育相談担当者向けの会議等において、「強化の方針」等を周知した。 ・教職員支援機構が令和4年7月に実施した各教育委員会等関係者を対象とした研修において、性被害に関する教育相談も含め、周知した。</p>	
33				<p>(文部科学省) ・学生関係部長・課長会議や高等専門学校校長・事務部長会議、全国キャリア教育・就職ガイダンスなど、各校の教員や職員が集まる研修や会議に行政説明資料として適宜配布。</p>

通し番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和4年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和4年12月末時点)
34	・わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分	(文部科学省) ・令和2年夏以降 教員の懲戒処分等の状況を調査するとともに、児童生徒等に対してわいせつ行為を行った教員への厳正な処分の徹底について、毎年教育委員会に周知徹底を図るほか、各教育委員会の人事担当者が集まる会議や研修会等、機会をとらえて隨時周知徹底を図る。また、これらの教員の教員免許状の管理等について、より厳しい在り方を実現すべく、早期の検討を進める。	(文部科学省) ・文部科学省が主催する各教育委員会の人事担当者を集めた研修会をはじめ、各種会議・研修会等において、児童生徒に対して性犯罪・性暴力を行った教員は原則として懲戒免職とすることや、遗漏なく告発を行うことなど、厳正に対応することについて周知徹底を図った(令和2年9月には、すべての都道府県・指定都市教育委員会の懲戒処分基準において、児童生徒に対して性犯罪・性暴力を行った教員は原則として懲戒免職とする旨の規定が整備された。)。 ・「令和3年度公立学校教職員の人事行政状況調査」において、性犯罪・性暴力等によるものを含む教育職員等の懲戒処分等についての調査を実施し、令和4年12月に調査結果を公表した。 ・令和4年度予算事業の「児童生徒性暴力等防止推進事業」において、令和4年度中に、各教育委員会に対して「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号)施行後の取組状況のフォローアップを行うとともに、有識者会議を設け、好事例集や研修用動画の作成・提供等を行う(予定)。 ・令和4年6月に、学校関係者及び教師を目指す学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるため、啓発動画を制作・公表し、教育委員会や大学などに対し研修や授業等における積極的な活用を要請した。 ・「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」(令和3年法律第57号)に関して、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効等した者に関する情報を記録するデータベースの構築費として、令和3年度補正予算において、約10億円を措置し、データベースを構築中。	
35		(厚生労働省) ・令和2年夏以降 保育士等の対応は他の制度との関係や法制上の課題等も含め検討	(厚生労働省) ・令和4年6月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が国会で可決・成立した。 ・わいせつ行為により保育士の登録を取り消された者等の情報が登録されたデータベースの整備については令和6年4月から、それ以外の欠格期間の見直し等については、令和5年4月から施行予定。	
36	・社会全体への啓発	(内閣府)	(内閣府) ・令和4年4月の「若年層の性暴力被害予防月間」において、ポスター、リーフレットを作成し、関係省庁、大学、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付した。また、アダルトビデオ出演被害を防止するため、啓発動画を作成し、SNS及び首都圏の主要な路線のトレインチャンネルの活用により周知を行うとともに、文部科学省に対して各教育委員会を通じた周知を依頼した。なお、同月間の機運を醸成するため、令和4年3月17日にインフルエンサーを起用したオンラインイベントを実施した。 ・令和4年11月「女性に対する暴力をなくす運動」において、「性暴力」をテーマに国民の意識向上に向けた啓発活動を推進した。内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から「性暴力を、なくそう」としたメッセージを発出するとともに、SNS等を活用し、広報・啓発を行い、ポスター、リーフレット等を作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図った。また、女性に対する暴力の根絶を呼びかけるパープル・ライトアップを全都道府県で実施した。 (令和5年度予算案: 女性に対する暴力をなくす運動等啓発費 0.2億円の内数) ・令和4年6月に成立したAV出演被害防止・救済法について、ターゲティング広告やSNSの活用、広報カード、ステッカーの作成・配付等を通じ、法制度や相談先(性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター)の広報・周知を推進した。 (厚生労働省) ・令和4年度「若年層の性暴力被害予防月間」について、令和4年3月29日 労働基準局監督課、労働基準局労働関係法課、職業安定局需給調整事業課、雇用環境・均等局総務課、雇用環境・均等局雇用機会均等課連名で、都道府県労働局長に通知	
37		(警察庁) ・令和2年1月以降 SNS上の子供の性被害につながるおそれのある不適切な書き込みに対する広報啓発活動を実施。今後も継続	(警察庁) ・子供の性被害等につながるおそれのあるSNS上の不適切な書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起・警告のためのメッセージを投稿する取組を引き続き推進した。	
38		(文部科学省) ・令和2年秋以降 保護者等を対象にインターネット上のマナー等について啓発するシンポジウムを実施	(文部科学省) ・令和4年度中に、教育委員会、大学等に対し、「若年層の性暴力被害予防月間」における積極的な取組を依頼する(予定)。(再掲) ・PTAと連携し全国3ヶ所でネットモラルキャラバン隊を実施(予定)。また、令和5年2月にオンラインでネット安全安心全国推進フォーラムを実施する(予定)。 ・令和4年6月に、教育委員会、大学などに対し「AV出演被害防止・救済法の交付について周知するとともに、啓発資料や相談窓口の周知を依頼した。	
39	方針の確実な実行		(内閣府・関係省庁) ・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針<実施工程(目標)>」に基づく令和3年度の実施状況を令和3年度末にとりまとめ、令和4年4月に実施された「第118回 男女共同参画会議 女性に対する暴力に関する専門調査会」において報告を行い、公表した。	
40		(内閣府)	(内閣府) ・令和3年度若年層に対する性暴力の予防啓発相談事業において、「若年層の性暴力被害の実態に関するオンラインアンケート及びヒアリング」を実施し、令和4年6月に報告書を公表した。	

通し 番号	強化方針該当箇所(大項目)	強化方針該当箇所(中項目)	令和4年度	
			工程	施策の概要・実施状況(令和4年12月末時点)
41			(内閣府) ・令和4年度にワンストップ支援センターにおける詳細な支援実態調査等を実施することを検討	(内閣府) ・「性犯罪被害者等支援体制整備促進事業」において、ワンストップ支援センターを対象とした支援状況等調査を実施している。